

## 建物清掃等に係る最低制限価格等の改正について

札幌市が発注する建物清掃等の委託契約において、競争入札の際に適用している最低制限価格等の算定方法を改めますので、お知らせいたします。


### 1 対象となる業務と適用制度

算定方法の見直しを行う業務及び適用制度は以下のとおりです。

|           |   |
|-----------|---|
| 最低制限価格制度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の清掃業務（政府調達協定の適用案件を除く。）</li> <li>・ 建物の警備業務</li> <li>・ 建物のボイラー等設備運転・監視等業務</li> </ul> |
| 低入札価格調査制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府調達協定の適用となる建物の清掃業務</li> </ul>   |

### 2 積上げ方式による最低制限価格等の算定方法の見直しについて

最低制限価格等を算定する際に用いる「直接人件費」及び「別枠計上する法定福利費」の算定率を、以下のとおり引き上げるよう改正します。

| 積算項目               | 最低制限価格等の算定率   |
|--------------------|---|
| 直接人件費              | 90% (改正前)  92% (改正後) |
| 業務管理費から別枠計上する法定福利費 |   |

※改正後の算定率に基づく最低制限価格等の算定方法は以下のとおりです。

- ① 直接人件費 × 92% (※1) + ② 直接物品費 × 90% +  
 ③ 業務管理費（別枠計上する法定福利費を除く。） × 70% +  
 ④ 業務管理費から別枠計上する法定福利費 × 92% +  
 ⑤ 一般管理費等 × 70% +  
 ①～⑤以外の経費 × 70%（管財部長が別に定める経費の場合は 80%）

※1 現に適用中の北海道地区の最低賃金により算出した額以上とする。

### 3 機械警備業務における最低制限価格の算定方法について

最低制限価格制度を適用する建物の警備業務のうち「機械警備業務（ただし、常駐警備業務を含めて発注する場合は除く。）」については、上記2の改正後の算定方法によらず、以下のとおり最低制限価格を算定することとします。

**【算定方法】 入札書比較価格（税抜きの予定価格）×80%**

**【対象業務の範囲】 機械警備業務（常駐警備業務を含める場合を除く。）**

※ 常駐警備業務を仕様を含めて発注する機械警備業務については、上記2の改正後の方法に準じて最低制限価格を算定します。

### 4 適用年月日

令和6年5月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行う契約から適用します。

### 5 参照

今回の見直しについて、詳しくは「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領」をご参照ください。